



鳥取県公報

平成 21 年 8 月 21 日 (金)
号外第 94 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (53) (会計指導課) 3

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

歯科技工士法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。
- (2) 施行期日は、平成21年9月1日とする。

条 例

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 8 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（44）略 （45）歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく <u>歯科技工士国家試験の実施</u> 1件につき36,000円 （46）歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく <u>歯科技工士国家試験合格証明書</u> の交付 1件につき3,000円 （47）～（328）略 2 略	（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（44）略 （45）歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく <u>歯科技工士試験の実施</u> 1件につき36,000円 （46）歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく <u>歯科技工士試験合格証明書</u> の交付 1件につき3,000円 （47）～（328）略 2 略

附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。